

附編 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総則

第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

- 1 計画の内容 (附-1- 1)
- 2 計画の範囲 (附-1- 1)
- 3 前提条件 (附-1- 1)
- 4 計画の実施 (附-1- 1)
- 5 計画の位置付け (附-1- 1)

第2章 防災機関の業務 (附-2- 1)

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項 (附-3- 1)

第2節 事業所に対する指導・要請

- 1 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請 (附-3- 3)
- 2 生活関連事業所に対する指導・要請 (附-3- 4)

第3節 広報及び教育

- 1 広報 (附-3- 5)
- 2 市職員に対する教育 (附-3- 6)
- 3 児童生徒等に対する教育 (附-3- 6)

第4節 地震防災訓練

- 1 市総合防災訓練 (附-3- 7)
- 2 防災関係機関の訓練 (附-3- 7)
- 3 住民等が実施する訓練 (附-3- 7)

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報の伝達

- 1 伝達系統及び伝達手段 (附-4- 1)
- 2 伝達体制 (附-4- 3)
- 3 伝達事項 (附-4- 3)

第2節 活動体制の準備等 (附-4- 4)

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報 (附-4- 5)

第4節 混乱防止の措置 (附-4- 7)

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制

- 1 市の活動体制 (附-5- 1)
- 2 市、各防災機関の活動体制 (附-5- 2)

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

- 1 警戒宣言の伝達 (附-5- 4)
- 2 警戒宣言時の広報 (附-5- 7)
- 3 警戒宣言発令時等の広報文 (附-5- 8)

第3節	警備対策	
1	基本的な活動	(附-5-11)
2	東海地震に係る周辺地域としての特別な活動	(附-5-11)
第4節	水防・消防等対策	
1	市	(附-5-12)
2	水防管理団体	(附-5-12)
第5節	公共輸送対策	
1	東日本旅客鉄道(株)の措置	(附-5-13)
2	バス、タクシー等対策	(附-5-14)
第6節	交通対策	
1	道路交通対策	(附-5-15)
2	海上交通(漁船)対策	(附-5-16)
第7節	上水道・電気・通信対策	
1	上水道対策	(附-5-17)
2	電気対策	(附-5-17)
3	通信対策	(附-5-18)
第8節	学校・病院・社会福祉施設対策	
1	学校対策	(附-5-21)
2	病院対策	(附-5-21)
3	社会福祉施設対策	(附-5-21)
第9節	避難対策	
1	警戒宣言時の措置	(附-5-23)
2	事前の措置	(附-5-23)
第10節	救護救援・防疫対策	
1	救護救援対策	(附-5-25)
2	防疫対策	(附-5-25)
3	保健活動	(附-5-25)
第11節	その他の対策	
1	食料、医薬品の確保	(附-5-26)
2	緊急輸送の実施準備	(附-5-26)
3	市が管理、運営する施設対策	(附-5-26)
4	市税の申告・納付等に関する措置	(附-5-26)
5	その他(特定動物の逸走防止)	(附-5-27)
第6章	住民等のとるべき防災措置	(附-6- 1)
第1節	住民のとるべき防災措置と対応	(附-6- 2)
第2節	自主防災組織のとるべき措置	(附-6- 4)
第3節	事業所のとるべき措置	(附-6- 5)

第1章 総 則

本附編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方、並びに地震・津波編の附編としての位置付けとして、以下に示すとおり、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本県として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第1節 地震・津波編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- (1) 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
 - (2) 東海地震発生にあっても被害を最小限にとどめるために必要な措置
- 等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧・復興対策は、地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- (1) 東海地震が発生した場合の千葉県の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- (2) 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（概ね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

千葉県は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、「勝浦市地域防災計画（地震・津波編）附編」として位置付ける。

第2章 防災機関の業務

本市の地域における防災関係機関が実施する業務の大綱は、次のとおりである。

【市】

機 関 名	業 務 大 綱
勝 浦 市	1 市の防災会議及び市災害対策本部の設置、運営に関する事。 2 東海地震対策の連絡調整に関する事。 3 東海地震に係る予防、応急対策に関する事。 4 東海地震予知情報等の受理、伝達に関する事。 5 広報、教育、防災訓練に関する事。 6 消防、水防対策に関する事。 7 市が管理又は運営する施設対策に関する事。 8 例外措置としての住民避難に関する事。

【県関係機関】

機 関 名	業 務 大 綱
夷隅地域振興事務所	1 支部内の連絡調整に関する事。 2 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関する事。 3 市町の指導及び連絡調整に関する事。
勝浦水産事務所	1 漁業金融の指導に関する事。 2 漁業団体に対する指導に関する事。 3 農林水産部所属船舶の保全に関する事。 4 農林水産部所属船舶による漁船漁業の指導に関する事。 5 漁業無線による通信手段の確保に関する事。 6 漁業漁港施設の保全に関する事。
夷隅健康福祉センター	1 医療施設に対する指導に関する事。 2 医療、助産及び救護の指導、協力に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 防疫に関する事。 5 食品衛生及び飲料水に関する事。 6 医薬品及び毒物、劇薬等取扱事業所の指導に関する事。 7 危険動物の逃走防止に関する事。 8 災害救助についての応援に関する事。
勝浦警察署	1 警備本部の設置、運営に関する事。 2 各種情報の収集、伝達に関する事。 3 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関する事。 4 交通の混乱等の防止に関する事。

【指定地方行政機関】

機 関 名	業 務 大 綱
関東総合通信局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事。 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）の派遣に関する事。 3 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事。 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事。

第2章 防災機関の業務

	5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。
東京管区気象台 銚子地方気象台	1 東海地震注意情報及び東海地震予備情報の県知事への連絡に関する事。 2 観測施設の整備並びに観測機器の保守及び観測に関する事。 3 地震予知及び地震津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関する事。
勝浦海上保安署	1 警戒宣言等の伝達、通信体制の強化に関する事。 2 船艇及び航空機の出動、派遣等に関する事。 3 情報の収集、海上交通安全の確保に関する事。 4 治安の維持、緊急輸送に関する事。 5 海難救助、排出油防除の準備に関する事。

【自衛隊】

機 関 名	業 務 大 綱
陸 上 自 衛 隊	1 県との連絡・調整に関する事。 2 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事。 3 災害発生時における救援活動の実施に関する事。

【指定公共機関】

機 関 名	業 務 大 綱
東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道施設の保全に関する事。 2 鉄道輸送の確保に関する事。 3 旅客の混乱防止に関する事。
東日本電信電話(株)	電報、電話の通信の確保に関する事。
(株)NTTドコモ	携帯電話等の通信の確保に関する事。
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	電話等の通信の確保に関する事。
KDDI(株)	電話、携帯電話等の通信の疎通に関する事。
ソフトバンク(株)	電話、携帯電話等の通信の確保に関する事。
日本赤十字社 千葉県支部	1 救護班の編成及び医療、助産、死体処理（一時保管を除く。）に関する事。 2 災害救護に関する事。 3 日赤医療施設の保全に関する事。 4 血液センター施設の保全に関する事。
日本放送協会	1 東海地震予知情報等の放送に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。
日本通運(株)	貨物自動車（トラック）による救助物資の輸送に関する事。
東京電力 パワーグリッド(株)	1 電力施設等の保全に関する事。 2 電力の供給に関する事。
東京ガス(株)	1 ガスの供給に関する事。 2 ガス施設、装置、設備の保全に関する事。

第3章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるためには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため「勝浦市地域防災計画（地震・津波編）」においても各防災機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、本節においては特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

機 関 名		内 容
情報伝達手段の整備	消 防 防 災 課	<p>防災行政無線の整備</p> <p>(1) 防災行政無線 住民に対して、地震情報等を迅速かつ的確に伝達するため、既設の防災行政無線の高度化方策等について検討を進め整備を促進していく。</p> <p>(2) 他通信施設の利用 市及び防災機関は、非常時、通信の輻輳、あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄りの機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制を確立する。</p>
建築物・構造物の耐震対策	都 市 建 設 課 生 活 環 境 課 学 校 教 育 課	<p>1 既存建築物の耐震対策 地震時における建築物の安全を期するため、防災上重要な公共施設を対象に耐震診断の実施及びそれに基づく耐震改修の促進を図るほか、建築基準法による防災構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、住民に対してもパンフレット等により耐震化の促進に努める。</p> <p>2 ブロック塀等の倒壊防止 昭和62年12月17日に発生した千葉県東方沖地震によるブロック塀等による被害は、幸いにして発生しなかったが、今後も「広報かつうら」によるPR、リーフレットの配布、点検パトロールの指導強化を図るほか、施工業者、住民を対象とした講習会の開催による正しいブロック等の施工方法の周知徹底、コンクリートブロック塀等の制限を建築協定事項とするための助言、その他、住民に理解しやすい啓蒙活動等を行い、効果的な指導を行っていく。</p> <p>3 建築物の窓ガラス落下防止 昭和60年4月に建築物の窓ガラス、屋外突出物等の落下物による災害の防止に関する国の指導指針に従い、新設の建築物について建築確認申請時に落下防止のための設計、施工方法を指導強化する。</p>
道路、河川等の対策	都 市 建 設 課	<p>施設等の点検整備 道路、橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p>
	夷隅土木事務所 都 市 建 設 課 農 林 水 産 課	<p>1 河川管理施設、海岸保全施設、港湾施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。</p> <p>2 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p>

第3章 事前の措置（第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項）

<p>鉄道対策の強化</p>	<p>東日本旅客鉄道(株)</p>	<p>1 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>2 旅客の避難対策 駅長は、県及び市が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導体制を確立する。</p> <p>3 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>4 食料、飲料水の調査 (1) 駅長は、発災に備え、駅周辺の飲食店等の関係業者と食事のあっせんについて打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 (2) 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>5 復旧資機材の調査及び整備 (1) 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材（予備品を含む）の格納場所や員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 (2) 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協力体制を確立する。</p>
<p>食料確保の計画</p>	<p>学校教育課 (学校給食 共同調理場)</p>	<p>災害応急食料の精米計画 発災時における応急食料の配給において、米穀小売業者から調達する米穀は、精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、市内の小売業者又は卸売業者等と精米計画を策定する。</p>
<p>学校・病院 社会福祉施設の耐震性の強化</p>	<p>学校教育課</p>	<p>公立学校に対する指導 (1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全職員が点検確認すると同時に、その取扱いを熟知しておく。 (2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は倒壊しないよう固定する。 (3) 避難経路となる廊下、階段及び出入口には避難障害となる戸棚、本箱等を置かない。 (4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下しやすい物品の設置場所、設置方法等に留意する。 (5) 万年壷、バックネット、国旗掲揚搭、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。 (6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。</p>
<p>夷隅健康福祉センター 市民課</p>	<p>一般病院、診療所、助産所等に対し、市及び夷隅医師会の協力を得て、次の事項を指導する。 (1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策 (2) 医薬品及び危険物等の安全対策 (3) 飲料水、薬品等の備蓄 (4) 発電機の整備 (5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施 (6) 発災後72時間の事業継続が可能な非常用電源の整備</p>	
<p>高齢者支援課</p>	<p>老人保健施設等における対策 (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>	
<p>福祉課</p>	<p>精神障害者社会復帰施設及び社会福祉施設等における対策 (1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置 (2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策 (3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>	

第2節 事業所に対する指導・要請

警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等について、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項等について定めるものとする。

1 防災上重要な事業所に対する指導、協力要請

機 関 名	指 導 事 項 等
消 防 防 災 課	<p>本計画に基づき市内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規定に定めるよう、夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）に指導を要請する。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項もしくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規定を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項 ア 消防計画 (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>イ 予防規定 (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項</p> <p>ウ 指導方法 (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他</p>
夷 隅 健 康 福 祉 セ ン タ ー	<p>警戒宣言発令時においては、毒物、劇物製造所、営業所等に対して、次により指導を行う。</p> <p>(1) 施設等の緊急点検、巡回 (2) 充填作業、移し換え作業等の自粛 (3) 施設の損壊防止措置</p>

2 生活関連事業所に対する指導・要請

機 関 名	指 導 事 項 等
観 光 商 工 課 会 計 課	<p>1 食料品、生活物資等を扱う事業所</p> <p>(1) 生鮮食品の安定供給を確保するため、市内卸売業者に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>(2) 食料品及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、市内卸売業者等に対し売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を商工会等を通じて要請する。</p> <p>(3) これらの指導、要請については県の指示に基づき行う。</p> <p>2 金融機関の業務確保</p> <p>警戒宣言が発令された場合、金融機関の業務の円滑な遂行を確保するため県の指示に従い次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務対応</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常通り営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形交換、為替業務の取扱いについては停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭にその旨掲示する。</p> <p>イ 警戒宣言の発令に伴い、金融機関のとるべき業務態様については、平常時より周知徹底を図る。</p> <p>3 住民に対する指導</p> <p>警戒宣言発令中における貯金等の引出しについては、社会的混乱を防止するため、急いで貯金引出しの必要のないことを指導する。</p>
税 務 課	<p>市税の対応措置</p> <p>(1) 警戒宣言発令による混乱が発生し、市税の申告、納税が困難な場合にはその期限の延長等について弾力的に対処する。</p> <p>(2) 警戒宣言発令中において市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び期限の延長等適切な措置をとる。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災上適切に対応するためには、防災関係機関の職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、住民、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、警戒宣言が発令された場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報及び教育活動の徹底を期するものとする。

1 広 報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また、地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、各防災関係機関、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、市は平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解しやすい簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、①平常時、②東海地震に関連する調査情報発表時、③東海地震注意情報発表時、④警戒宣言発令時等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は概ね次のとおりとする。

なお、広報は、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点をおく。

ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び法律運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

(ロ) 地震が発生した場合の本市域への影響度等

イ 警戒宣言発令時に防災関係機関のとりべき措置

ウ 住民、事業所等が具体的にとりべき行動基準

エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

県に準じて地域の実情に即した広報活動を実施する。また、各防災関係機関はそれぞれ所管する業務に係る事項を中心に、広域的、現場の広報を実施する。（各防災関係機関の広報内容及び手段等については本計画に定めるとおり）

広報の方法は、「広報かつうら」及びその他の印刷物等によるほか、ホームページを通じて実施する。

2 市職員に対する教育

市は、市災害対策本部要員に、警戒宣言が発令された場合等において、地震防災応急対策が迅速かつ円滑に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

(1) 教育事項

防災教育の内容には、次の事項を含める。

- ア 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- イ 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- ウ 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとるべき措置
- エ 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- オ 市職員の果たすべき役割及び具体的にとるべき行動
- カ 今後取り組むべき課題
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法、手段等

- ア 防災教育は、原則として一般的事項については、消防防災課が実施するほか、必要に応じ各課等において各所掌業務について実施する。
- イ 教育の方法は、研修会、講習会等によるほか、手引書、パンフレット等印刷物の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

3 児童生徒等に対する教育

教育委員会は、公立学校の児童生徒等に対し、東海地震を含む地震全般について正しく認識させるとともに、地震災害等から身体の安全等を確保するために、必要な知識、技能、態度の教育を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

(1) 教育内容

- ア 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- イ 地震・津波に関する情報の活用
- ウ 地震・津波に対する備えについての理解

(2) 教育の方法、手段等

防災教育の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事のなかで取扱う。

- ア 内容の選択及び指導にあたって、地域及び学校の立地条件を十分に考慮する。
- イ 指導内容を精選し、その指導を通して、他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。
- ウ 日常における継続的な指導を通して、東海地震を含む地震全般に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。
- エ 訓練の実施にあたっては、学級活動（ホームルーム活動）、学校行事等を効果的に関連づけ、防災指導方法を工夫し、児童生徒等が臨場感をもって参加できるよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 市総合防災訓練

市内における各防災関係機関の協力を得て、例年実施する総合防災訓練において、警戒宣言時における防災体制の円滑、迅速な確立及び的確な防災措置の習熟、住民、事業所等の協調体制の確立を目的として、地震予知対応型の訓練を実施する。

訓練には、できる限り住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 防災関係機関の訓練

市内における各防災関係機関は、上記の総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として、個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施にあたっては、必要に応じ他機関の協力を得るほか、住民及び事業所等と密接に関連性を有する事項については、これらの積極的な参画を図る。

3 住民等が実施する訓練

市、防災機関は、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令 までの対応措置

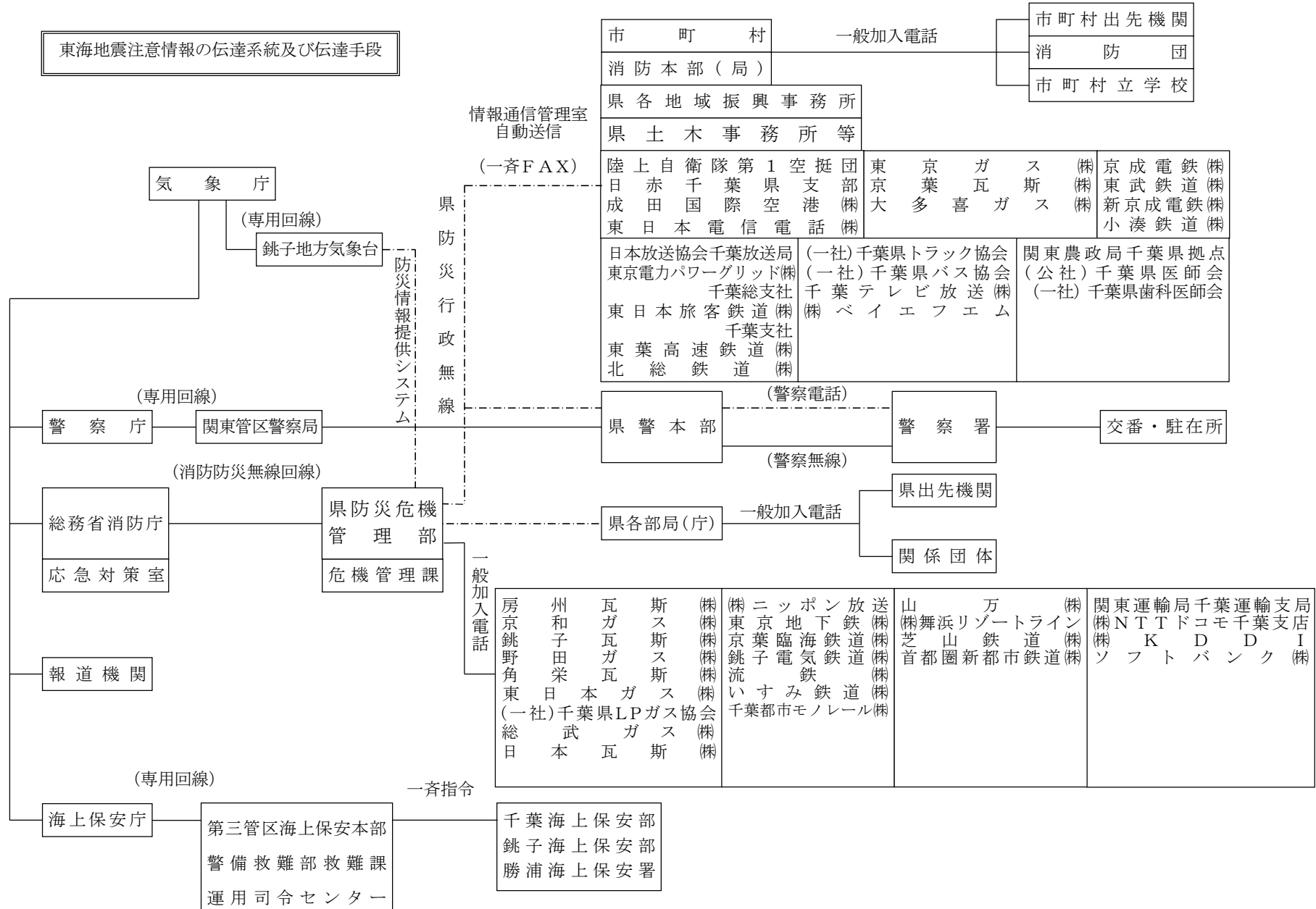
警戒宣言に伴う対応措置は、原則として警戒宣言が発令された時点をもって行うこととなるが、本章では、東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から、必要に応じ実施すべき措置について定めるものとする。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。また、各防災関係機関は、市から東海地震に関連する情報を受けたとき又は報道機関の報道に接したときは、円滑な連絡体制により防災措置が講じられるように、機関内部並びに出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段



2 伝達体制

機 関 名	業 務 大 綱
勝 浦 市	<p>1 消防防災課は、県危機管理課から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を各課（所・局・館）、教育委員会（以下「各課等」という。）及び防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対して伝達する。</p> <p>なお、勤務時間外においては、警備員（当直）が県危機管理課からの通報を受信（領）し、消防防災課長に伝達する。</p> <p>2 各課等は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、出先機関及び所管業務上必要な関係団体に伝達する。</p>
勝 浦 警 察 署	<p>勝浦警察署は、東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を一斉指令電話、無線通信により署内各課、各交番・駐在所に伝達する。</p>
防 災 関 係 機 関	<p>各防災関係機関は、東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関、必要な関係機関、団体等に伝達する。</p>

3 伝達事項

- (1) 市及び防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることを合わせて伝達する。
- (2) その他必要と認める事項

第2節 活動体制の準備等

市及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の設置準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとるものとする。

機 関 名	内 容
消 防 防 災 課	<ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。 2 職員の動員 職員の動員は、地震・津波編第2章第1節「災害対策本部活動」の職員の動員配備に基づき参集するものとする。 3 東海地震注意情報発表時の所掌事務 災害対策本部が設置されるまでの間、消防防災課が防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。 (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報等、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のため必要な措置 (3) 県及び防災関係機関との連絡調整
消 防 本 部 (勝 浦 消 防 署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防職員の動員 (1) 消防長は、東海地震注意情報が発表されたとき、全消防職員の動員を行う。 (2) 消防職員は、東海地震注意情報が発表されたとき、あらかじめ定められた場所へ参集するものとする。 2 警戒隊等の編成 各所属長は、東海地震注意情報が発表されたとき、警戒隊等の編成を行うものとする。 3 関係機関との連絡体制の確立
消 防 団	消防団は、本編第5章第4節「水防・消防等対策」に定める活動体制の準備を行うものとする。
勝 浦 警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害警備対策室の設置 勝浦警察署に災害警備対策室を設置し、指揮体制を確立する。 2 要員の動員 東海地震注意情報が発表されたとき、災害警備対策室要員は参集するものとする。
東 日 本 電 信 電 話 株 千 葉 事 業 部	<p>防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の重要通信確保のための規制措置 (4) 電話利用の自粛等の広報活動
(株) N T T ド コ モ 千 葉 支 店	<p>東海地震注意情報の発表を受けた場合、次の初動措置を実施する体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信量、通信疎通状況の監視 (2) 設備運転状況の監視 (3) 輻輳発生時の規制措置
東 日 本 旅 客 鉄 道 株	<ol style="list-style-type: none"> 1 支社長（運転指令）から東海地震注意情報発表の情報を受領した場合 駅長は緊急事態の対処に必要な人員を確保するため、あらかじめ定められた伝達網により社員を非常招集する。 2 夜間等勤務時間外又は休日等の場合は、当直助役が前項の措置を行う。 3 全旅客列車の運転規制を準備する。
その他の防災関係機関	東海地震注意情報の発表を受けた場合、要員を確保し、待機体制をとる。

第3節 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまでの間においては、原則としてテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において混乱が予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、市（消防防災課）、消防本部、勝浦警察署等へ緊急連絡を行う。連絡を受けた防災関係機関は、必要な情報等を速やかに住民等に広報する。

機 関 名	内 容
日本放送協会千葉放送局	1 放送体制 (1) 東海地震注意情報が発表された時点で、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 (2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、千葉FM放送では、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。千葉FM放送の周波数は次のとおり。 千葉周辺 80.7MHz 館山地区 79.0MHz 白浜地区 82.9MHz 勝浦地区 83.7MHz 銚子地区 83.9MHz 2 放送内容 放送内容は、次の事項を重点とする。 (1) 東海地震注意情報の内容 (2) 強化地域、観測データの解説 (3) 混乱防止の呼びかけ (4) 防災知識の紹介
株式会社ニッポン放送	広報計画 (1) 気象庁から、東海地震注意情報を受けた報道部デスク（休日は当直管理職）は、あらかじめ定められた社内の連絡系統にしたがって、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 (2) 連絡を受けた社長又は社長代行者は、直ちに特別放送本部を設置し、特別放送本部の各チーム責任者の招集を命じる。 (3) 地震パーソナリティは特別放送本部スタジオ、地震レポーターは第一次取材拠点（気象庁、首相官邸、都庁等）に待機する。 (4) 東海地震注意情報のニュース速報を放送し、その後は随時、判定会の動静を中心に放送する。
千葉テレビ放送株式会社	広報計画 東海地震注意情報発表後、報道デスクは、あらかじめ定められた社内の連絡系統にしたがって、この旨を伝達するとともに、放送準備体制をとる。 報道制作担当局長は、非常事態体制の各責任者の集合を命じ、取材部門の配置をするとともに警戒宣言発令まで、東海地震注意情報及び広報を放送する。
株式会社ベイエフエム	1 放送体制 (1) 東海地震注意情報を受けた場合、職員を緊急動員し、非常配備体制の準備に入る。 (2) 東海地震注意情報発表時から通常番組を中断して、地震関係の報道を行う。 なお、ベイエフエムでは、県内向けとして県民生活に必要な情報を放送する。ベイエフエムの周波数は次のとおり。 千葉周辺 78.0MHz 館山地区 77.7MHz

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置
(第3節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの広報)

	<p>白浜地区 79.7MHz 勝浦地区 87.4MHz 銚子地区 79.3MHz</p> <p>2 放送内容</p> <p>放送内容は、次の事項を重点とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 東海地震注意情報の機能の解説(2) 強化地域、観測データの解説(3) 混乱防止の呼びかけ(4) 防災知識の紹介
--	---

第4節 混乱防止の措置

東海地震注意情報発表に伴う社会的混乱を防止するため、市及び各防災機関は、次により対応策を講じる。

機 関 名	内 容
勝 浦 市	各防災関係機関の協力を得て、次により対処する。 1 混乱防止に必要な情報を収集し、防災関係機関に伝達する。 2 各防災関係機関等が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進を図る。 3 その他必要事項
勝 浦 警 察 署	民心の安定を図り、混乱を防止するため、次の措置をとる。 1 住民からの問合せ等に適切に対処するため、公聴及び広報体制を整備する。 2 東海地震注意情報等の正確な内容及び住民、自動車運転者のとるべき措置等を的確に広報するとともに、警戒警備等所要の措置を講じる。
東日本電信電話(株) 千葉事業部	東海地震注意情報発表の報道に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑・グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。
(株)NTTドコモ 千葉支店	東海地震注意情報発表の情報に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが想定されるので、次の措置をとる。 1 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。 2 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラヒック状況に応じた利用制限を行う。
KDDI株式会社	東海地震注意情報が発令された場合であっても、原則として平常時と同様に通信に係る業務を行うものとする。 ただし、通信の疎通状況等を監視し、著しい輻輳等が予想される場合は、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。
東日本旅客鉄道(株)	東海地震注意情報を受けた場合、警戒宣言の発令に備えて次により対応する。 1 管内全般の列車の運行、旅客の状況、地震防災対策等を的確に把握し、適時報道機関に発表し得る体制を整備するものとする。 (1) 東海地震注意情報を受けたときは、強化地域に進入する予定の旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (2) 当該地域内を運転する旅客列車（同回送列車を含む）以外の列車は、原則として抑止等を行う。 (3) 東海地震注意情報が報道されたときは、強化地域内を目的としない旅客を主として輸送する列車については、原則として強化地域内への進入を規制する。 (4) 強化地域内へ進入する予定の団体臨時列車は、原則として抑止等の手配を行う。 (5) 石油類等の化成品を輸送する貨物列車の出発又は通過を知ったときは、必要により出発の見合わせ又は抑止等の手配をとる。 2 支社社員を派遣するなど、客扱い要員の増強を図る。 3 状況に応じ適切な放送を実施し、旅客の鎮静化に努める。 4 階段止め等の入場制限等の実施と合わせ、状況判断を早めに行い、旅客の迂回誘導、一方通行を実施する。 5 状況により警察官の応援要請をする。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発令された場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、市及び防災関係機関が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

1 市の活動体制

- (1) 警戒宣言が発令され、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部の設置場所
災害対策本部は、市本庁舎4階大会議室又は3階会議室に設置し、総合的な指揮機能を有する。
- (3) 本部組織
災害対策本部の組織は、次のとおりである。

組 織 編 成

[本部室]

本 部	本部長	市長		本 部 事 務 局	事務局長	消防防災課長
	副本部長	副市長 教育長			事務局次長	総務課長
	本部員	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 税務課長 市民課長 高齢者支援課長 福祉課長 生活環境課長	都市建設課長 農林水産課長 観光商工課長 水道課長 会計課長 学校教育課長 生涯学習課長 議会事務局長 本部長の指名する者		本部事務局員	本部統括班 総務班 情報収集・電話対応班 医療救護班 被災者救援班 生活基盤対策班
	本部連絡員	本部長の指名する者				
本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を 求める者					

- (4) 本部の所掌事務
 - ア 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
 - イ 各防災関係機関に係る連絡調整
 - ウ 社会的混乱の防止に係る施策の決定、実施業務
 - エ 報道機関等への情報提供
 - オ その他必要な対応事項
- (5) 配備体制

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置（第1節 活動体制）

地震・津波編第2章第1節「災害対策本部活動」に定める災害対策本部第1配備体制をとるものとする。

2 市、各防災機関の活動体制

機 関 名	内 容
市	市は、警戒宣言が発せられた場合、県の活動体制に準じた体制をとるものとする。
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 警備要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
千葉海上保安部 銚子海上保安部	(1) 地震災害対策本部の設置 第三管区地震災害対策本部規則により、第三管区本部に地震災害対策本部が設置される。 (2) 地震災害対策本部の組織及び運営 管区地震災害対策本部の組織及び運営は、第三管区地震災害対策本部規則に定めるところによる。 (3) 所掌業務 ア 救援、救助、災害の防除及び維持に関すること。 イ 対策本部船舶の運用に関すること。 ウ 関係機関との連絡、協議及び協力に関すること。
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 東日本電信電話（株）千葉事業部に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社NTTドコモ 千葉支店	(1) 情報連絡室の設置 （株）NTTドコモ千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
KDDI株式会社	(1) 対策本部の設置 KDDI（株）は、警戒宣言が発令された場合には、本社に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達体制をとる。また、被災地の周辺事業所においてもこれと同様の措置をとる。 (2) 要員の参集 KDDI（株）は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に則り、警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部もしくは事前に定める拠点に参集する。
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社 東京支社	(1) 地震災害警戒本部の設置 支社長は、直ちに地震災害警戒本部を設置し、管内の地震災害警戒本部に必要な指示を行い、対策の円滑な推進を図る。 (2) 地区地震災害警戒本部の設置 地区駅長は、直ちに地区地震災害警戒本部を設置し、地区における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。 (3) 駅、区等地震災害警戒本部の設置

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置（第1節 活動体制）

	<p>現業機関の長は、駅、区等地震災害警戒本部を設置し、箇所における業務を統括し、応急対策の円滑な推進を図る。</p>
<p>東日本高速道路株式会社 関東支社</p>	<p>東海地震警戒本部を設置。情報収集・連絡、道路交通状況把握、道路応急班等を組織し、災害情報連絡活動・災害応急対策を実施する。</p>
<p>首都高速道路株式会社</p>	<p>警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。</p>
<p>その他の防災関係機関</p>	<p>(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。 また、市及び県が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災関係機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。</p>

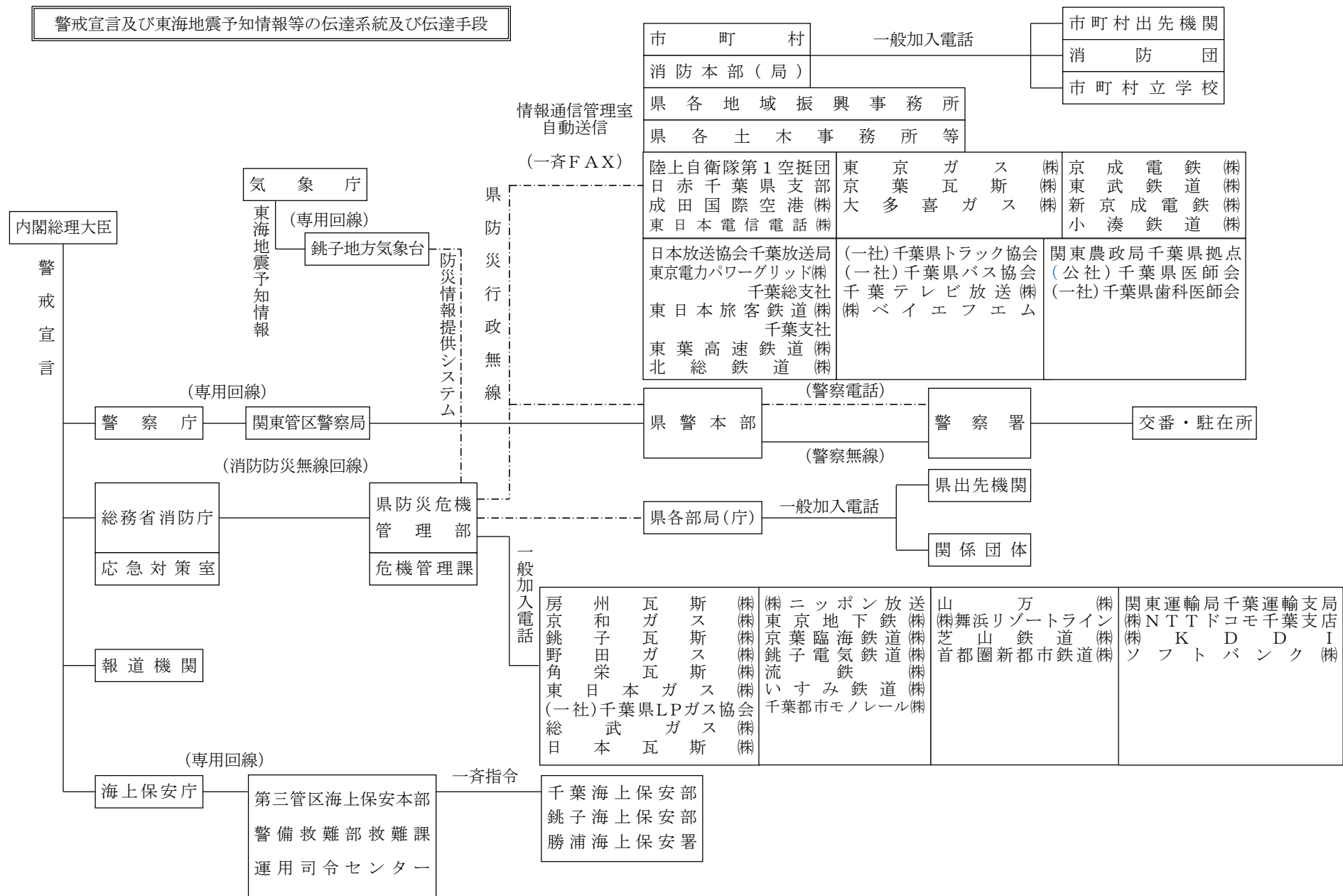
第2節 警戒宣言の伝達及び広報

警戒宣言が発令された場合の対応措置を円滑に実施するため、市及び各防災関係機関は警戒宣言の発令に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民等に対する広報を実施する。

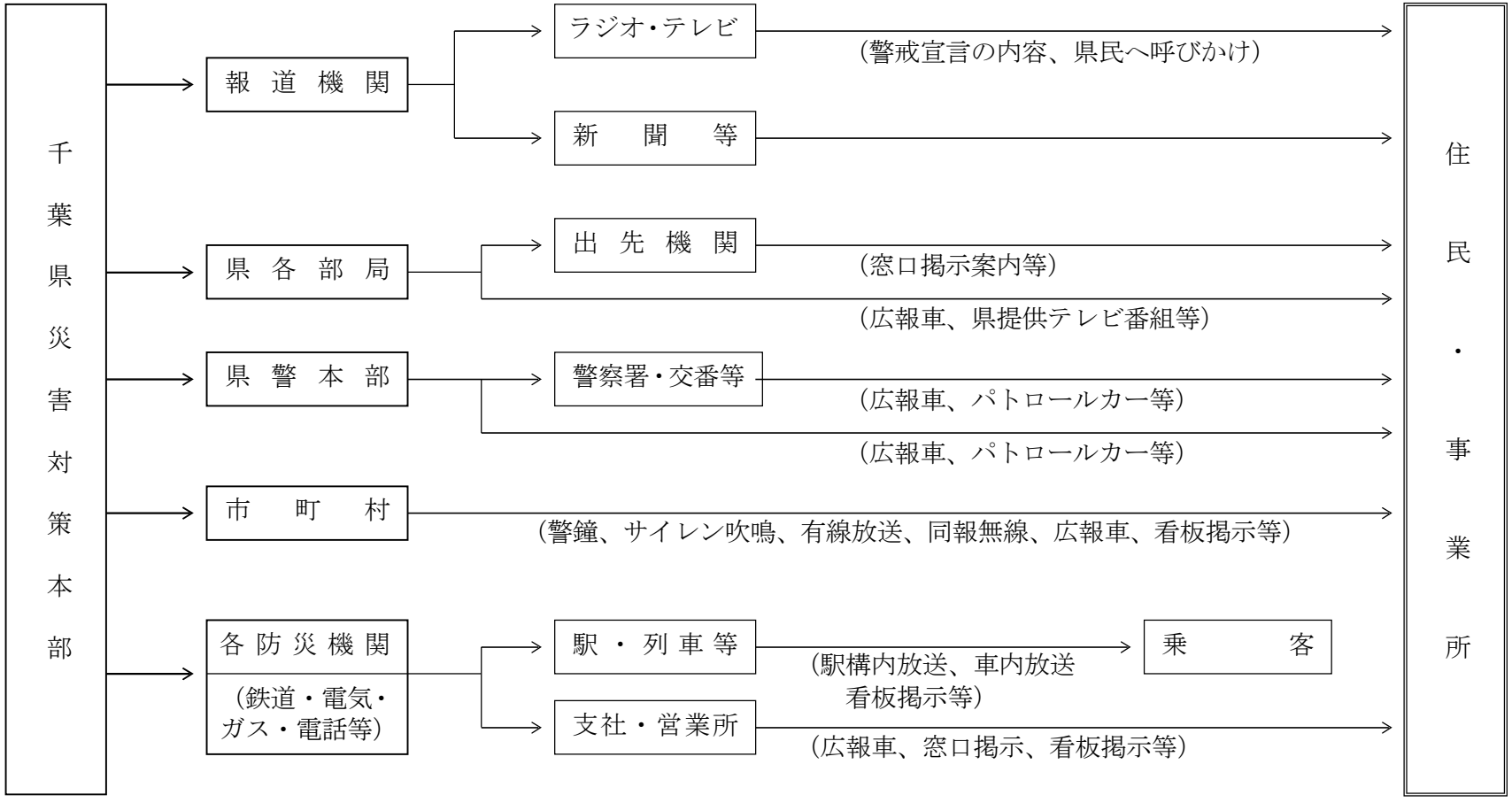
1 警戒宣言の伝達

(1) 伝達系統及び伝達手段







警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりとする。



住民、事業所に対する警戒宣言等の情報伝達系統及び伝達手段



(2) 伝達体制

機 関 名	内 容						
県	<p>(1) 県は、警戒宣言及び東海地震予知情報等について、総務省消防庁から通報を受けたときは、直ちに庁内放送、防災行政無線、一般加入電話等によりその旨を庁内、各部、局、出先機関、市町村、各防災関係機関等へ伝達する。</p> <p>(2) 県各部局等は、警戒宣言及び東海地震予知情報等の通報を受けたときは、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な防災関係機関等に対し伝達する。</p>						
市	<p>(1) 市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。</p> <p>(2) 住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発令されたことを伝達する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警 鐘</td> <td style="text-align: center;">(5点) </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">サ イ レ ン</td> <td style="text-align: center;">(約45秒) (約45秒)  (間隔約15秒)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">備 考</td> <td> <p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p> </td> </tr> </table>	警 鐘	(5点) 	サ イ レ ン	(約45秒) (約45秒)  (間隔約15秒)	備 考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>
警 鐘	(5点) 						
サ イ レ ン	(約45秒) (約45秒)  (間隔約15秒)						
備 考	<p>1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。</p> <p>2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>						
県 警 察	警戒宣言の通報を受理したときは、直ちにその旨を各警察署に伝達するとともに、住民に対し、航空機及び警察車両の活用等により、警戒宣言が発令された旨の広報を行う。						
そ の 他 の 防 災 関 係 機 関	県から情報を受けたときは、直ちに機関内部、出先機関に伝達するとともに、所管業務上必要な関係機関、団体、事業所等に周知する。						

(3) 伝達事項

警戒宣言が発令された際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ア 警戒宣言等の内容
- イ 本市への影響予想
- ウ 各機関がとるべき体制
- エ その他の必要事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、市、県、各防災機関は所管業務を中心に広報活動を積極的に行うものとする。

(1) 市における広報

住民に対して行う広報は、県に準じて行うこととし、特に重要な広報は広報例文をあらかじめ定める。

ア 広報の項目

- (ア) 警戒宣言の内容の周知徹底
- (イ) それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- (ウ) 防災措置の呼びかけ
- (エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

イ 広報実施方法

情報の迅速かつ的確な収集、伝達において、次の無線通信連絡網の効果的利用を図る。

- (ア) 勝浦市防災行政無線
地震情報の伝達、通報を行う。
 - (イ) 千葉県防災行政無線
県と市間の情報収集、予警報の伝達を行う。
 - (ウ) アマチュア無線
市と地域内の情報収集の不足を補助する。
- (2) 情報伝達員の派遣
一般加入電話の輻輳等により、連絡手段として使用困難な場合においては、防災関係機関へ職員を派遣し、情報の収集、伝達にあたるものとする。

3 警戒宣言発令時等の広報文

(1) 警戒宣言発令について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今のサイレンは警戒宣言が発令されたことを知らせるサイレンです。
これから東海地震に係る警戒宣言発令についてお知らせしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から地震災害に関する警戒宣言が発令されました。
予想される地震の規模は、マグニチュード（ ）震源地は（ ）周辺で、 日以内に発生するとのことであります。
この地震が発生すると、市内では震度（ ）程度の地震になると予想されます。
市民の皆様には、次のことに注意し、地震に備え冷静に行動してください。
まず第1は、テレビ、ラジオ等の正確な情報を注意して聞いてください。
第2は、火気の使用について、火の元に十分注意してください。
第3は、当面必要な食料、飲料水、医療品等を準備してください。
第4は、自動車、電話等の使用を自粛してください。
第5は、いざというときの避難場所を確認してください。
繰り返しお願いします。市民の皆様は正しい情報を聞いて冷静に行動してください。

(2) 警戒宣言発令解除について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から東海地震に係る警戒宣言発令解除についてお知らせします。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は、
月 日 時 分に解除されました。
予想されました地震発生のおそれはなくなりました。

(3) 本市への影響に関する事項について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から東海地震に係る警戒宣言関連情報をお知らせしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
月 日 時 分内閣総理大臣から発令されました東海地震に係る警戒宣言は引き続き発令中です。予想される地震の規模は、マグニチュード() 震源地は() 周辺で、 日以内に発生するとのことであります。
この地震が発生すると、市内では震度() 程度の地震になると予想されます。
市民の皆様は、引き続き今後のテレビ、ラジオ等の報道に十分注意してください。
なお、詳しい情報は、その都度お知らせいたしますので、落ち着いて行動してください。

(4) 住民等のとるべき防災措置等について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から東海地震の警戒宣言発令に伴う防災措置並びに注意事項についてお知らせしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
テレビ、ラジオ等で報道されておりますように、現在、東海地域に地震災害警戒宣言が発令されております。
このため、勝浦市でも万一に備え、防災体制を整えております。市民の皆様も万一に備え次のことに注意して、冷静な行動をとってください。
まず第1は、火気の使用を自粛してください。
第2は、家具類等の転倒防止に努めてください。
第3は、当面必要な食料、飲料水、医療品等を準備してください。
第4は、まさかのときの避難場所を確認してください。
第5は、この地震が発生しますと、特に急なげや、施工方法の悪いブロック塀などが崩れやすくなり、大変危険ですので、これらの付近には近寄らないようにしてください。
繰り返しお願いいたします。市民の皆様は正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。

(5) 避難勧告及び指示について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今から() 地区の皆様には避難のお知らせをしますので、落ち着いて行動してください。
(2回繰り返す)
() 地区の() では地震による() のおそれがあります。
速やかに市の指定避難所() 又は安全な場所へ避難してください。
なお、避難するときは、火の始末、ガスの元栓を確かめ、歩いて避難してください。

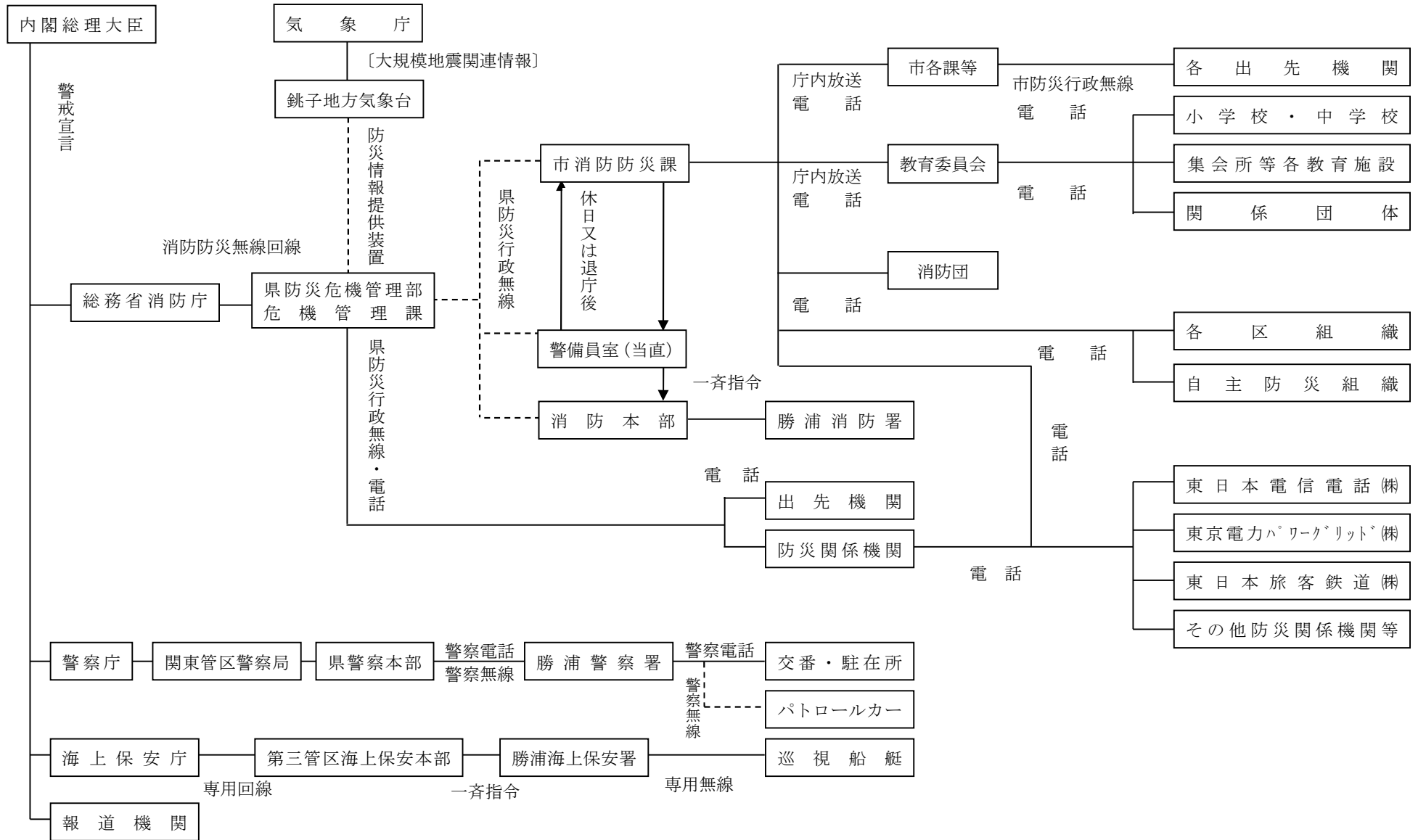
(6) 水道、電気、ガス等の生活関連情報について

こちらは、防災かつうらです。こちらは、防災かつうらです。
只今、東海地震の警戒宣言が発令されております。
これから、水道、電気の供給及びガスの取扱いについてお知らせします。
まず、水道の状況についてお知らせします。
水道は地震が発生すると断水することがあります。必要な水はポリタンクや風呂場などに汲み置きしてください。
次に電気の状況についてお知らせします。
電気は、地震が起こるまで停電することはありません。停電に備え、懐中電灯はあらかじめ用意してください。
また、プロパンガスを使う場合は、火のそばからはなれないでください。

別表

警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段

附-5-10



第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発令された場合は、警戒体制を発令し、災害警備本部を設置する。
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- (1) 要員の招集及び参集
- (2) 避難の指示、警告又は誘導
- (3) 警備部隊の編成及び事前配置
- (4) 通信機材・装備資機材の重点配備
- (5) 補給の準備
- (6) 通信の統制
- (7) 管内状況の把握
- (8) 交通の規制
- (9) 広 報

2 東海地震に係る周辺地域としての特別な活動

- (1) 警備部隊の事前配置
 - ア 主要駅等人的の集中が予想される場所
 - イ 交通規制・迂回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
 - ウ 京葉臨海石油コンビナート地域における要点
 - エ 災害危険場所
 - オ その他必要と認める場所
- (2) 広 報

広報内容	ア 警戒宣言の内容及び関連する情報 イ 住民及び自動車運転者のとるべき措置 ウ 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 エ その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	ア パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 イ 警察用航空機及び警察用船舶による広報 ウ 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 エ 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

1 市

市は、警戒宣言が発令された場合、出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。また、地震・津波編第2章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」及び風水害等編第2章第3節「水防計画」を準用する。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 火災、水害等防除のための警戒
- (3) 津波浸水想定地域、土砂災害危険箇所等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- (4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報
- (5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- (6) 資機材の点検整備の実施

2 水防管理団体

水防管理団体は、次の対応措置を講じる。

- (1) 要員確保については消防機関と協議し、水防要員を確保する。
- (2) 管轄区域に係る水害を未然に防ぎよし、又は軽減するため、重要水防箇所の点検及び各機関より管理委託されている水門、閘門及び内水排除施設等の点検を実施する。

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発令された場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道株の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道株の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道株本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

ア 警戒宣言が発令されたときの千葉県内の線区の列車の運転規制は次による。

規制速度	線名	区間	距離
65km/h	外房	千葉～御宿	65.4 km
45km/h	外房	御宿～安房鴨川	27.9km

イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

(イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。

(ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、全ての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、やむを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講じる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講じる。

ウ 食料及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料のあっせん及び非常用食料の確認をする。

(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 バス、タクシー等対策

(一社)千葉県バス協会、(一社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 警察のとり交通対策

ア 警戒宣言が発令されたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(ア) 強化地域への一般車両流入抑制広報

(イ) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(ウ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

イ 上記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者のとり措置

ア 国土交通省関東地方整備局

(ア) 道路施設に関する対策

a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあっては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生 of 危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴う必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

(イ) 道路交通対策

a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討しておくものとする。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

c 警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその周囲の地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

(ウ) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。

イ 県

警戒宣言が発令された場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じて事前策を講じるとともに、防災関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発令された場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 市

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じて事前策を講じるとともに、防災関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努

める。

(7) 危険箇所の点検

警戒宣言が発令された場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(4) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

2 海上交通（漁船）対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定される。

警戒宣言が発令された場合、市は、漁港管理者、漁業協同組合等と相互に協調を図り、漁港、船舶等へ操業安全指導及び海域内における操業指導を行う。

また、漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるものとする。

- (1) 非常用発電機の点検と始動待機
- (2) 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対する無線等による救急周知
- (3) 空中線の点検、補強と切断対策の実施
- (4) 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
- (5) 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼出し聴取

第7節 上水道・電気・通信対策

1 上水道対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発令された場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、災害協定締結団体等との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発令された場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

(4) 広報

警戒宣言が発令された場合、住民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報内容	<p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。</p> <p>(2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。</p> <p>ア 飲料水の汲み置き ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p>イ 生活用水の汲み置き 浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>(3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
広報手段	<p>(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼</p> <p>(2) 広報車による広報</p> <p>(3) 水道工事店の店頭掲示</p> <p>(4) ホームページによる広報等</p>

2 電気対策

(1) 基本方針

東京電力パワーグリッド(株)は、警戒宣言が発令された場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備

サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発令された場合などの情報を知ったときは、事業所に参集し、資機材を整備、確保して応急出動に備えるとともに、緊急復旧資機材の確保に努める。

(3) 施設の予防措置

東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関して、特別巡視及び特別点検等、通信網の確保、応急安全措置の予防措置を講じる。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

ア 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対触らないこと。

イ 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

エ 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにコンタクトセンターへ連絡すること。

オ 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は絶縁検査を受けてから使用すること。

3 通信対策

【東日本電信電話株】

警戒宣言の発令にあたっては、情報が正確かつ迅速に伝達され防災対策上有効に機能するよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、住民に大きな支障が生じないことを基本として、次のとおり対処する。

(1) 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

ア 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。

イ 休日、夜間等においては非常呼出しを行い、必要な要員を確保する。

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉事業部は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉事業部千葉災害対策室（エム・ベイポイント幕張8F）

電話番号：043-211-8652（代）

(3) 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発令された場合、次の措置をとる。

ア 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検・確認

イ 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全措置

(4) 応急対策

ア 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び住民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(5) 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っかかりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

【(株)NTTドコモ千葉支店】

警戒宣言が発令された場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話(株)千葉支店に準じる。

(2) 資機材の点検、確認等

ア 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

イ 災害復旧用資機材、車両の確認

ウ 工事中施設等の安全対策

(3) 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関による重要な情報連絡及び住民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

ア 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

イ 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒック状況に応じた利用制限を行う。

【KDDI株式会社】

警戒宣言が発令された場合、次の対策を講じる。

(1) 災害対策本部の設置

警戒宣言が発令された場合は、速やかに災害対策本部及び現地対策室を設置する。

(2) 要員の参集

第三次非常参集要員は、会社で定める大規模自然災害全社版事業継続計画及び各本部版事業継続計画に定める要員計画に基づき、災害対策本部もしくは参集拠点に参集する。

(3) 資機材の点検、確認等

設備運用保守部門は、車載型移動基地局車、可搬型基地局装置、移動電源車等通信設備の被災に備え、復旧用車両の点検・確認を行う。

また、局舎、災害復旧用資機材及び緊急通行車両の点検・確認を行う。

なお、警戒宣言が発令された際に工事中の施設等がある場合は速やかに安全対策をとるものとする。

(4) 応急対策

警戒宣言の発令により、通信の輻輳が懸念されることから、重要な通信を確保するため、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等、臨機の措置をとるものとする。

第8節 学校・病院・社会福祉施設対策

1 学校対策

教育委員会は、警戒宣言が発令された場合、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、次のとおり対処する。

- (1) 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。
- (2) 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。
 - ア 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。
 - イ 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- (3) 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容にしたがって対処する。
- (4) 保護者への連絡は、通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。
- (5) 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。
- (6) 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。
- (7) 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- (8) 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

警戒宣言が発令された場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、民間医療機関に対しては、夷隅医師会等を通じて勝浦診療所に準じた対応を要請する。

- (1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。
- (2) 手術及び検査は、可能な限り延期する。
- (3) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。
- (4) 入院患者の安全確保に万全を期す。
- (5) 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。
- (6) 水及び食料の確保を図る。

3 社会福祉施設対策

各社会福祉施設及び老人保健施設は、迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、次の事項を基本として、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

- (1) 情報の受伝達
職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

- (2) 施設の防災点検
応急補修、設備備品等の転倒、落下の防止措置等
- (3) 出火防止
消火器等の点検、緊急貯水等
- (4) 通所（園）者、入所者等の安全確保
応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、
救護運搬用具等の確認
- (5) 要保護者の引取り方法及び引取りがない場合の措置
- (6) 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- (7) その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においては、原則として避難する必要はないが、地震の発生により土砂災害の危険性が特に高い地区にあつては、市長（本部長）は住民等の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。また、警戒宣言が発令された場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民等を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

1 警戒宣言時の措置

(1) 避難勧告・指示

市長（本部長）は、各防災関係機関と協力して、防災行政無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。

(2) 避難所の確認

- ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。
- イ 防災設備等を確認する。
- ウ 給食、給水用資機材を確認する。
- エ 衣料品等生活必需物資を確認する。

(3) 情報伝達体制の確認

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。

(4) 防災関係機関に対する通知

避難所を開設した場合は、速やかに県及び防災関係機関に通知する。

(5) 職員の派遣

避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。

(6) 要配慮者に対する支援

要配慮者等に対して必要な支援を行う。

(7) 給食、給水措置

給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して給食活動を行う。

(8) 生活必需物資の給与

衣料、寝具等生活必需物資の不足する者に対して給与活動を行う。

(9) その他

避難完了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。

2 事前の措置

市長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。

(1) 避難対象地区の選定

防災関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、土砂災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。

(2) 避難所の指定

避難者を一時的に収容、保護するため、学校、集会所等を避難所として指定する。

(3) 避難勧告・指示体制の確立

防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置（第9節 避難対策）

(4) 情報伝達体制の確立

避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。

(5) 要配慮者に対する支援体制の確立

要配慮者等の把握に努めるとともに、警戒宣言時における支援体制を確立しておく。

(6) 住民等に対する周知

避難対象地区の住民等に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。

第10節 救護救援・防疫対策

1 救護救援対策

医療関係機関に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応等の準備を要請する。

2 防疫対策

夷隅健康福祉センターの指示により、次の体制を整える。

- (1) 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること。
- (2) 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること。

3 保健活動

災害による健康被害を最小限にとどめ早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

(1) 避難者等の健康管理、二次健康被害の予防

市は、夷隅健康福祉センターと連携し、要配慮者の健康状態等の把握、避難所等巡回による被災者の健康管理、二次健康被害の予防の保健活動を行う。

(2) 体制整備

夷隅健康福祉センターと市は、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携、応援派遣要請の対応等について協議を行う。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品の確保

市及び夷隅健康福祉センターは、警戒宣言が発令された場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講じる。

(1) 食料の確保

ア 米穀の確保にあたっては、県に対し災害応急食料割当て申請を行えるよう準備体制をとる。

イ 市、業者間の協力体制を確立し、運搬車両及び人員の手配を指示する。

ウ 米穀小売業者又は卸売業者等へ精米準備体制をとるよう指示する。

エ その他の食料の確保にあたっては、市内小売販売業者等に対し、在庫の確認及び出庫準備体制をとるよう要請する。

(2) 医薬品の確保

市内の薬局より調達するため、医薬品の供給準備体制をとるよう協力を依頼する。

2 緊急輸送の実施準備

警戒宣言が発令された場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、次の措置を講じる。

(1) 緊急輸送車両の確保

地震・津波編第2章第8節「救援物資供給活動」の「2(3)エ 輸送車両等の確保」による。

(2) 緊急輸送車両の確認

地震・津波編第2章第7節「警備・交通の確保・緊急輸送対策」の「5 緊急通行車両の確認等」による。

(3) 関係団体による協力

トラックを必要とする場合、県を通じて（一社）千葉県トラック協会に協力を依頼する。

3 市が管理、運営する施設対策

市が管理、運営する施設については原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講じる。

該当施設

市立図書館、勝浦集会所、興津集会所、上野集会所、総野集会所、市営荒川テニスコート、芸術文化交流センター（キュステ）

4 市税の申告・納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における市税の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、市税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。

(2) 警戒宣言発令に引き続き、市の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、市税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について、適切な措置を講じる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

市は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施設の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。
- (2) 動物が施設から逸走した場合には、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例第16条及び第17条により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。
- (3) 市は、前項(2)の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により住民に注意を呼びかけ、危険な動物による住民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する。

第6章 住民等のとるべき防災措置

本市は、背後に山がせまった25 km余の海岸線を有し、ここに多くの人家が集中しており、津波やがけ崩れの影響を受けやすい状況であることから、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

このため、国、県及び市をはじめとする防災関係機関は、一体となって防災対策を講じるが、防災対策は単に防災関係機関だけでは対応できず、住民、区自主防災組織及び各事業所がそれぞれの立場で自主的に防災活動を行うことが重要な役割を果たし、被害を軽減することとなる。

本章では平常時、東海地震注意情報発表時（報道開始時）、警戒宣言発令時から地震発生時において、それぞれのとるべき防災措置の基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき防災措置と対応

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 家や塀の耐震化を促進する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) わが家の耐震診断を行い、弱いところを補強する。 (2) ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。 2 家具類の転倒、落下防止措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。 (2) 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 (3) 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。 3 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 (2) プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 (3) 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 (4) 火気使用場所周辺に、易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。 4 消火器、消火用水の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 (2) 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。 5 非常用飲料水、食料の準備をする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて「最低3日、推奨1週間」分程度を準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。 (2) 食料は、長期保存ができる食品（米、乾パン、乾めん、インスタント食品、漬物、梅干、缶詰、みそ、醤油、塩など）を「最低3日、推奨1週間」分程度準備しておく。また、乳幼児、高齢者及びアレルギー体質の家族のいる世帯のために、個々に応じた食料等も準備する。 6 救急医薬品の準備をする。 <p style="padding-left: 20px;">傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾等を救急箱等に入れて準備をしておく。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、処方箋のコピーやお薬手帳を用意しておく。</p> 7 生活必需品の準備をする。 <p style="padding-left: 20px;">簡易トイレ、カセットコンロ、多目の生活用品（トイレトーパー、食用品ラップ、ゴミ袋など）</p> 8 防災用品の準備をする。 <p style="padding-left: 20px;">ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、金槌、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> 9 非常持出品の準備をする。 <p style="padding-left: 20px;">非常の際、すぐに持ち出せるように、必要なものをリュックサックなどにまとめておく。</p> <p style="padding-left: 20px;">例 飲食物、懐中電灯、携帯ラジオ、予備電池、救急セット、常備薬など</p> 10 防災講習会、研修会、防災訓練に参加する。 <p style="padding-left: 20px;">市役所、消防本部（署）、区、自主防災組織が行う防災講習会、研修会、防災訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> 11 家族で対応措置の話し合いをする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 (2) 警戒宣言発令時には電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 (3) 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。 12 市の指定避難所のうち最寄りの避難所を2箇所以上確認しておく。 13 自主防災組織に積極的に参加する。

第6章 住民等のとるべき防災措置（第1節 住民のとるべき防災措置と対応）

<p>東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 2 電話の使用を自粛する。 3 自家用車の使用を自粛する。 4 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 5 不要な預貯金の引出しを自粛する。
<p>警戒宣言が発令されてから地震発生まで</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言情報を入手する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市の防災信号（サイレン）、防災行政無線の放送等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 (2) 県、市、警察署、消防本部等、防災関係機関の関連情報に注意する。 2 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 家具、棚等の上の重い物をおろす。 (2) 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 (3) ベランダの置物をかたづける。 3 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気の使用を最小限にし、いつでも消火できるようにする。 (2) ガス器具等の安全設備を確認する。 (3) プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 (4) 火気使用場所及びその周辺の整理整頓をする。 4 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 5 ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らないようにする。 6 非常用飲料水、食料を確認する。 7 救急医薬品を確認する。 8 生活必需品を確認する。 9 防災用品を確認する。 10 電話の使用を自粛する。 県、市、警察署、消防本部等、防災関係機関に対する電話による問合せは控える。 11 自家用車の使用を自粛する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 路上に駐車中の車両は、空地や駐車場に移動する。 (2) 走行中の車両は減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 12 児童生徒や要配慮者の安全を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒や要配慮者が安全な場所にいるか確認する。 (2) 幼児、児童生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により対応措置をとる。 13 エレベーターの使用を避ける。 14 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 15 不要な預貯金の引出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 組織の編成と各班の役割を明確にする。 2 防災知識の普及活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。 (2) 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。 (3) 地域内の消防水利を把握する。 (4) 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。 (5) 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。 3 防災訓練を行う。 <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練、避難所運営訓練等を行う。</p> 4 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。 (2) 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。 (3) プロパンガスボンベの点検を指導する。 5 防災資機材等の整備をする。 <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整理しておく。</p> 6 情報の収集、伝達体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等、防災関係機関から伝達された情報を、迅速かつ正確に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。 (2) 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報入手する。 2 地域住民に対して冷静な行動をとるよう呼びかける。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自主防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織の編成を確認する。 (2) 自主防災組織本部を設置する。 (3) 自主防災組織の役割分担を確認する。 2 市、消防署等、防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、迅速かつ正確に地域住民に対して周知する。 3 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。 4 防災資機材等を確認する。 5 児童生徒と要配慮者の安全確保を呼びかける。 6 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。

(注) 自主防災組織が結成されていない区にあつては、区がこの基準に準拠して対応措置をとるものとする。

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	とるべき措置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においてもあらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたる者）を定め、防災計画を作成し対応を図るものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災体制の確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成 (2) 組織の役割分担の明確化 2 教育及び広報活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 従業員の防災に関する知識の向上 (2) 従業員の安否確認方法 (3) 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修 (4) 従業員の帰宅対策 3 防災訓練 <p>災害に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> 4 危険防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備の定期点検 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置 5 出火防止対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検 (2) 消防水利、機材の整備点検 (3) 商品の整備点検 (4) 易・可燃性物品の管理点検 6 防災資機材等の整備 <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等の整備</p> 7 情報の収集、伝達体制確立 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市、消防署等、防災関係機関から伝達された情報を、迅速かつ正確に顧客、従業員に対して伝達する体制を確立する。 (2) 事業所の実情に応じた収集伝達すべき情報を選定する。
東海地震注意情報発表から警戒宣言が発令されるまで	<ol style="list-style-type: none"> 1 テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。 2 自衛防災体制を準備、確認する。 3 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。 4 その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛防災組織の活動体制を確立する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 自衛防災組織の編成を確認する。 (2) 自衛防災組織本部を設置する。 (3) 自衛防災組織の役割分担を確認する。 2 情報の収集、伝達体制をとる。 <p>市、消防署等、防災関係機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、迅速かつ正確に顧客、従業員に対して伝達する。</p> 3 危険防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設、設備を確認する。 (2) 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置を確認する。 4 出火防止措置を確認する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 (2) 火気使用場所及び周辺を確認する。 (3) 消防水利、機材を確認する。 (4) 易・可燃性物品を確認する。

第6章 住民等のとるべき防災措置（第3節 事業所のとるべき措置）

	<p>5 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>6 食料品等生活必需物資の販売（取扱い）事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>7 不特定かつ多数の者が出入りするホテル、旅館及び店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>8 石油類、火薬類、高圧ガス等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>9 バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>10 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>11 電話の使用を自粛する。 県、市、消防署等、防災関係機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>12 不要な預貯金の引出しを自粛する。</p>
--	--